

## 令和3年度第1回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録

日時 令和3年10月28日(木) 午後2時から  
場所 米子市役所本庁舎5階 議会第1会議室  
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子  
青戸 光一 笠岡 克巳  
事務局 辻総務部長 契約検査課 福田課長 種子担当課長補佐、奥谷主任  
工事所管課 水道局 施設課 整備課 都市整備課 道路整備課  
営繕課 農林課  
議題 (1) 令和2年度下半期の発注状況について  
(2) 入札及び契約の運用状況について (R2.10.1~R3.3.31 契約分)  
(3) その他

### 議事内容

[午後2時5分開始]

#### 〈事務局〉

只今より令和3年度第1回 米子市建設工事等入札契約審議会を開催いたします。  
次第に従いまして、まず最初に、辻総務部長がご挨拶をさせていただきます。

#### 〈辻総務部長〉

審議会の開催にあたりまして、あらためてご挨拶を申し上げます。

先ほどの辞令交付の際にも申し上げましたとおりでございますが、この入札契約制度の客観性の確保及び透明性の向上のために、当審議会の意味は大変大きいものであるというふうに考えております。本日の審議会におきましては、令和2年度の下半期におきます入札及び契約の運用状況につきまして、ご審議をいただくこととなっております。委員の皆様方には毎回、熱心なご審議をいただいております。市といたしましても今後の入札及び契約事務でのさらなる適正化に努めて参りたいと考えております。本日も、ぜひ皆様の率直なご意見をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきますと存じます。

#### 〈事務局〉

(事務局参加者紹介)

#### 〈事務局〉

続きまして次第2の「審議会の成立について」でございますが、本日の審議会は小林

委員が急遽欠席をされましたが、過半数のご出席がありますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして成立していることをご報告いたします。

なお総務部長は次の用務がございますので、ここで退席させていただきますことをお詫び申し上げます。

(辻総務部長退席)

〈事務局〉

それでは議事に入らせていただきたいと思います。審議会条例第5条の規定により、会長が議長となりますので、議事の進行は松原会長にお願いをしたいと思います。

〈松原会長〉

よろしくお願ひいたします。議事に先立ちまして、本審議会の笠岡委員には度重なる参加をいただきましてありがとうございます。この度、退任されるということでございます。お疲れ様でございました。

それでは本日の議事のほうに入りたいと思います。その他を入れますと4点、大きくは3点でございます。

早速1点目から入りたいと存じます。事務局のほうから説明をお願いします。

〈事務局〉

では、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、その前に本日配布させていただきましたお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず1番目としまして、1枚目に本日の日程、そして議事内容である要綱・要領変更等が書いてある資料のものが1冊。そして2番目としまして、参考資料の令和2年度の下半期の業者別受注状況と題した一覧のものがございます。この2つをお手元のほうに置かせていただいておりますが、それ以外にも事前に送付させていただいております抽出案件の資料等ありますので、皆様、資料は揃っておられますでしょうか。

では、資料の説明に入らせていただきたいと思います。議事の1番目の「要綱・要領等の変更について」でございます。

これは今年度改正をいたしました要綱・要領について報告させていただきます。

資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。今回改正しましたのは、工事希望型指名競争入札実施要領についてでございます。これは工事入札のほとんどに適用しております工事希望型指名競争入札に関するもので、改正概要としては、これまで工事希望型指名競争入札では、もし入札参加希望者が基準数より多数の場合には、過去の工事成績や受注量を点数化いたしまして、合計点数で下から希望者数の2割に相当する業者を指名しないことをしておりましたが、この方式を廃止いたしまして、入札参加希望者は全員が参加できるように今年度からいたしました。

その理由でございますが、これまで2割不指名としていたのは、入札としての競争性が確保されているような応募状況の中では、工事成績の良い者、または工事の受注

が少ない者を優先して受注の機会をできるだけ与えようとしたものでございました。しかし資料にも記載のとおり、近年、入札参加希望が多数になる事例は少なくなり、むしろ入札参加者がいないために入札不調となる事例が多くなっているという実態に則しまして、希望者全員を指名しようとするものでございます。

そして、これによりまして、現在“工事希望型指名競争入札”という表現のままにしておりますが、実態としましては条件付一般競争入札制度になったとご理解いただいております。

なお今回の改正での新旧対照表は資料2ページ、3ページに、そして改正後の全文は4ページから10ページに掲載させていただいておりますので、本市の建設工事等に係る要綱・要領につきまして、委員の皆様にはこれまでお渡ししております綴りの差替えをお願いしたいと思います。

続きまして議事の1 - 2番の、発注状況についてご説明させていただきたいと思っております。

資料の11ページ目からの説明になりますが、この11ページには令和2年度下半期の建設工事契約状況を載せております。

まず上の表でございますが、公募型指名競争入札、これは予定価格が1億5,000万円以上の、いわゆる高額工事案件、または配置技術者や施工実績の有無の条件を付けた場合に実施するやり方です。今回は機械器具設置工事2件、建築一式（一般）2件、土木一式（一般）2件の計5件で発注しております。契約金額は約12億4,339万円、平均落札率は92.3%でございました。

次に工事希望型指名競争入札でございますが、これは原則といたしまして予定価格が130万円以上で1億5,000万円未満の工事案件に対して実施するものです。これは舗装工事から外装仕上げ工事まで13工種で113件、契約金額は約20億6,174万円、平均落札率は92.3%でございました。

これらの工種の中で管工事が25件と多いのは、学校関係で配膳室などの空調設備工事が14件発注されたことが要因でございます。

なお、工事については、通常型指名競争入札については、近年は執行は行っておりません。

従いまして入札全体の合計でございますが、発注件数118件、契約金額が33億513万円、平均落札率92.2%でございました。

今度は下のほうに移りまして、工事における随意契約でございます。

こちらのほうの発注は、管工事から防水工事まで6工種45件、契約金額が約2億8,961万円、平均落札率93.3%でございました。

なお随意契約理由の内訳といたしましては、予定価格が130万円以下の、いわゆる少額随契の1号随契が31件、約2,891万円で、これが全体の約7割を占めております。そして緊急に発注する必要があったための5号随契が2件、682万円。そして入札で申込者または落札者がいなかったための8号随契は、入札執行結果を見てからの

性質上、どうしても下半期に固まる傾向があるために12件で、約2億5,387万円となっております。以上、随契理由の内訳としては数字として資料に記載しておりませんが、口頭でお許してください。

以上により、工事に関しまして入札と随意契約を合わせますと、工事契約においては発注件数163件、契約金額が約35億9,475万円、平均落札率が92.5%でございました。

次に12ページをご覧ください。こちらのほうは測量・設計などの委託についての契約状況でございます。

こちらは公募型指名競争入札として1件発注しております。これは米子市公共下水道管路施設調査業務委託で、同種業務の施工実績を求める必要があったために公募型として実施したもので、契約金額は約1,498万円、落札率61.4%でございました。

次に通常型指名競争入札ですが、4業種で発注件数27件、契約金額は約1億2,786万円、平均落札率94%でございました。

測量・設計等、工事に係る委託の入札の合計は、発注件数が28件、契約金額が1億4,284万円、平均落札率92.9%でございました。

下のほうには随意契約をまとめております。こちら発注が2種で3件、契約金額が約271万円、平均落札率96.3%でございました。内訳はそこには記載しておりませんが口頭で申し上げますと、少額随契の1号随契が2件、入札者または落札者がいなかったための8号随契が1件でございます。

これらの結果、委託に係る契約の合計は、件数31件、契約金額1億4,558万円、平均落札率93.2%でございました。

続きまして13ページから28ページまでの資料でございますが、これは例年どおり平成16年以降からの発注件数、契約金額、平均落札率をまとめている表でございます。順番としまして工事入札、工事随契、委託の入札、委託の随契という区分でまとめさせていただいております。数字だけの表ではわかりにくいと思いますので、グラフにしたもので推移の特徴を説明させていただきたいと思っております。

では14ページをご覧ください。こちらは工事の入札発注件数の推移のグラフでございます。平成24年度から年間200件程度で推移しておりますが、平成30年度以降は発注件数が多くなり、令和2年度全体では244件となっております。この増加は、小学校・中学校の学校関係の空調設備の工事、エアコンの設置工事等が主な要因の1つでございます。

15ページ目、こちらが工事の入札に係る契約金額の推移をグラフ化したものでござ

います。令和2年度は約63億円の契約金額ということで、前年度に比べますと約11億6,800万円減少しております。この減少の理由でございますが、令和2年度にも大規模工事といたしましては淀江・宇田川こども園の新築主体工事や、下水道関係の工事5件が約12億円ございましたが、令和元年度、前年度には大規模な工事として学校の増改築や防災無線工事等、6件で約22億円程度あったことがその違いで減少になったと思っております。

続きまして16ページですが、こちらは工事の入札に係る平均落札率の推移でございます。平成20年度には最低価格制限制度の適用を行っておりまして、平成23年度にラインの見直しを行っております。それ以降、大体92%程度で推移しておりますので、令和2年度につきましては92.1%ですので、例年並みの推移をしているのではないかと考えております。

17ページでございますが、工事の随契ということで、こちらもグラフのほうで説明させていただきたいと思っております。

18ページをご覧ください。こちらは随契の発注件数でございますが、令和2年度は64件発注しております。内訳としましては、金額の少ない1号随契が43件で、これが全体の約3分の2を占めております。次に既存設備との関係で特定の相手しか契約相手とならない2号随契が2件、災害の対応のために緊急の契約での5号随契が4件、そして入札者または落札者がいないための8号随契が15件となっております。なお8号随契として15件あると申し上げましたが、これはほとんどを入札不調の多かった土木工事が占めております。なお全体的には、平成27年度から随契の案件は減少傾向でございます。

19ページ目ですが、随契の契約金額の推移ということで載せているものでございます。前年と比べると1億4,580万円程度増えておりますが、これは不調が多かった土木工事が金額の嵩む関係で、随契の金額としても上がっております。

20ページ目でございます。工事の随契の平均落札率をグラフ化したものでございますが、これは92.4%が令和2年度で、昨年と比較して1.2%下がっております。

続きまして21ページでございます。こちらは16年度からの委託の表になります。こちらも発注件数、契約金額、平均落札率を載せておりますが、これもグラフのほうで特徴を説明させていただきます。

22ページをご覧ください。発注件数ですが、平成27年度から大体100件を少し超えるものが通年では発注されておりますが、令和2年度も125件ということで、前年度と比較しますと19件ほど増えております。

次に23ページです。こちらは委託に係る入札の契約金額でございますが、件数は例年並みでございましたが、契約金額といたしまして約3億円の増となりました。これは啓成小学校改築工事や下水道工事関連の大型の委託業務の発注があったために、金額としては増加となっております。

24ページは委託に係る入札の平均落札率の推移でございます。こちら平成21年度に最低制限価格制度を適用したことで上昇傾向が見られ、それ以降は92%から94%という幅の中で推移をしているところでございます。

25ページですが、こちらは委託の随意契約に係るものでございます。こちら26ページ以降のグラフで説明させていただきます。

26ページが発注件数、そして27ページが契約金額のグラフですが、ほぼ近年と同じでございます。令和2年度については13件、金額が約3,137万円ということでした。

なお随契契約理由の内訳ですが、冒頭説明しましたのは下半期の話でございましたが、ここでは1年間のぶんで令和2年度の内訳を説明させていただきます。内訳としまして、少額金額の1号随契が8件、契約内容の関係で特定の相手しか契約相手先とならない2号随契が1件、入札者または落札者がいないための8号随契が4件でございました。ここでの8号随契、委託の場合の随契として多かったのは、入札不調が多かった除草業務関係のものでございます。

次に28ページ、随契の平均落札率については、令和2年度は95.5%で、前年度からは0.6%下がっております。

次に29ページでございますが、これはくじ引きの発生状況を資料と添付させていただいております。今回も近年の傾向どおり土木一式（維持補修）と、土木一式（一般）において最低制限ラインでのくじ引きが多く発生しております。

発注案件については以上でございます。資料の31ページから34ページには、委員の皆様からご抽出をいただきました審議案件リストをまとめておりますので、この後のご審議をお願いしたいと思います。

続きまして別冊の参考資料についての説明です。

別冊にはこれまでと同様に、業者別の受注状況と辞退理由を一覧で作成させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

なお辞退理由としては、技術者を確保することができなくなったとか、予定価格内での入札ができないとか、そういったことが多く見られます。全体的な傾向で言いますと、米子市の工事だけではなく国や県の工事の受注との兼合いなどから辞退する傾向としては、例年と同じく一番多い状況でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく申し上げます。

〈松原会長〉

ただいまご説明いただきましたが、皆様のほうから何かございますでしょうか。どうぞ。

〈竹下委員〉

指名入札に関して、一貫して2割の切り下げをやめるべきだというふうに、私は当初からずっと主張して、希望者は全部認めるべきだということを主張していたんですが、ずっとこれが維持をされていたと。今回改正されたが、これが前向きなのかと思ったら、なんのことはない、入札業者数が減ったからという説明だった。減らなきゃ今後もずっとこれでいくということなので、理由としてはそこらへんの齟齬がどうなんですか。減ったからやめたんだ、そうじゃなくて、やはり希望者に関しては権利を平等に与えたいという形で入札を行うべきだと思ってたんですが、これについてはどうなんですか。

〈事務局〉

委員のおっしゃるとおりでございます。入札というのはそもそも一般競争入札が原則でございます、いろいろな制限はなるべくないほうが競争性を確保できますし、そういった観点で考えていくのが基本だと思っておりますので、こういった事情は事情でございますけれども、考え方といたしましては委員のおっしゃるとおり、なるべく競争性を確保する観点で、こういうことも含めて見直しを行ったものでございます。

〈竹下委員〉

要するに行政、発注サイドからの改善ではなくて、業者サイドからの状況で発注者が動いたというところは、私はちょっと本末転倒ではないのかと。もしやるのであれば、明確に2割の足切りはやめるという形で主張されるべきではないかというふうに、敢えて申し上げておきます。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。どうぞ。

〈竹下委員〉

最低制限価格が85%という状況の時には、一覧で見てもらうように平成19年度はぐっと下がってるんですね。そういう状況で最低制限価格を引き上げる理由としては、工事結果に対して悪影響を及ぼすことのないようにという提案であって、私はそれは正しくないというふうにずっと主張してきたわけです。だから逆に言うと、今振り返りますと、この最低制限価格が80%だけで落札をし、工事を発注した。それは今思うと非常に低額なんです、それに伴う弊害ということについては把握されてるんでしょうか。主張がそういう状況だと。私は業者主導になっているんじゃないかというふうに言って、国はどうであれ米子市は、そういう点では最低制限価格を引き上げるべきではないという主張も、これは議事録にずっと載っていますので見て欲しいんですが、そこらへんで

落札価格が低かった時の工事の成績はクレームがあったかどうか、そこらへんはどうですか。

〈事務局〉

今のご質問につきまして、当時の話でお答えさせていただきますと、最低制限価格が当時は85%という流れが概ねであったんですけど、そのことについて、では不良工事があったのかというと、不良があったということは私も記憶はしておりません。

ただ、今回は最低制限価格の引き上げで、国も大体90%とかになりましたのは、基本的にこの最低制限価格というのは、業者が経営を健全に継続して続けていくのには難しいという、ラインを一定確保しなければいけないということで引き上げをしたものでございます。単に不良工事がされていないからそれでよしとすることではなく、長い目で見て建設業界が健全に収益も上げて持続可能な業界としていくと。単に目の前の工事を取って、不良工事はしないけどカツカツもしくは赤字で、単に銀行の融資目的のために資金繰りを回転させるというような不健全な経営状況を全国的に発生しておりましたので、実際に不良工事が出てからでは遅いと思っております。基本的に健全な建設工事の業界の育成という国の観点で、最低制限価格の引き上げというのを米子市も一緒になって対応させていただいているというふうに思ってください。そういう意味で、工事成績が即悪いほうに出たということではなかったと思いますが、大きな目で見ての判断ということでご理解いただけたらと思います。

〈松原会長〉

ありがとうございます。こうした入札実施要領の改正というのが、どのような経緯で行われるか、あるいはかつて行われていたかということについては、貴重な質疑だったろうと思います。ありがとうございます。

他にはありませんでしょうか。

〈松原会長〉

では本日の2件目に移りたいと思います。委員の皆様から抽出いただきました発注案件で、いろんなテーマがありますので、時間の許す限りということでございますが。一応コロナ禍という状況でございますので、全体の会議が1時間半と言われております。これから1時間程度になろうかと思いますが、委員の皆様から、どうぞ活発にご質疑をいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

〈竹下委員〉

今回も、私は問題になるやつを抽出しておりますが、主題はNo.4でやろうと思いますが、相変わらず1社入札という形が発生をしております。毎回、1社入札をやめるべきだと主張しているんですが、一向にそれは改まらない。それは必ずしも発注者側だけの責任ではないと思いますが、ここをどうするか。だから、私が言うように米子市内に限らなくてもいいと。業者数が、入札の応募数が少なくなっているという形だったら、全

国に広げる必要はないけれども、せめて中国地方ぐらいから拡大をしてやるべきだというふうに私は主張しているんですけども。その点どうでしょうか。拡大をすると。毎回、私はこの問題を言っていますけど、一向に改善されないという状況なんですけど、拡大をする気というのはあるんですか、ないんですか。

〈事務局〉

おっしゃるとおり入札参加者が少なくなっているという傾向ですとか、結果不調ということも、特に令和に入りましてから国土強靱化ということで工事件数も増えておりまして、大きな課題だと思っております。ただ、広く制限なしで発注というのが原則と言いつつ、法律でも地元産業の育成という観点で参加者を制限することは認められておりますし、災害時の業者の対応といったことも含めまして、地元業者を重視するという姿勢も重要かと思っております。ただ、不調のほうは国や県も同じように発生しております。必ずしも市外業者であれば対応できるということも言えないと思っております。引き続き市内業者を優先という立場で入札のほうをさせてもらおうと思っております。

〈竹下委員〉

そういう状況であれば、いつまで経ってもこういう状況が。もちろん全国的な工事量が減ってくれば違うかもわからんけど。しかし、米子から都市部に出かけて工事を請け負っているわけではないので、この現状から見ると、やはり米子市内に限定するというのは私はもう撤廃するべきだというふうに考えております。後は各委員がどう言われるか。ここの性格上、発注工事の是非について審議をするということなので、そういう点ではちょっと拡大をしているかという気はするんですが。要は落札価格を如何に下げて、そして市民の税金を有効に使うかというところに求められている。この第3者委員会もそういう視点から進められているということからすると、如何なものかというふうに考えているわけです。それですとそのように主張をしている。逆に言えば、鳥取県に限らなくて近隣の安来市でも、現実的に言えば業者が入ってきているわけですし、そこらへんも近郷まで中海という状況からしても、当然それは拡大してもいいんじゃないかというふうに考えておりますので、事務局でそういうことで結論を求めるといっていいと思うんですが。私はもうそろそろそのように踏み切るべきではないかというふうに申し上げておきたいと思っております。

〈松原会長〉

この件につきまして、委員の方からはよろしいですか。どうぞ。

〈笠岡委員〉

この公共工事といいますのが、米子市についてもやはり基幹産業と言いますか、地元の基幹産業の1つではないかと思うんです。ですから県外から呼んで価格を下げるといっていいんですけど、ただ更に今度は競争が激しくなってしまう。今、建設業界でも鉄鋼が上がって売上は上がってるんですけども、それから木材が上がったり、重油とか

灯油とか軽油とか。そういったもので競争がどんどん激しくなってくれば、やはり地元  
の業者に頼るべきではないかなという感じを受けますけど。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

米子市内の業者への受注機会というのが大事なことであるのは間違いないんですが、  
一方で応札者の数が減っているというのも1つの問題であろうということで。毎回竹下  
委員からこういうご指摘もいただいておりますので、その観点でまたご検討いただけれ  
ばと思います。どうぞ。

〈竹下委員〉

引き続きNo.1なんですが、希望型でしかも指名が1社で、落札率が99.9%。1  
00%なんですよ。これを見て、何のために最低制限価格を設けているのか、そうい  
う状況からして、こんな高い落札なんていうのはあり得ないというふうに私は考えてい  
るわけです。だからそれは応札者が少ないという状況の中でそうやっているのか、ある  
いは憶測ですけど、1社しか希望に参加しないような形で談合をやっているんじゃない  
かというふうに考えております。汚水ポンプの電気設備なんて、当然たくさん業者が  
いると思います。金額にしても最低入札価格で4,400万という状況なんですよ。こ  
れなんか、全く最低制限価格を念頭に置いていないという状況から、目一杯、予定価格  
の状況まで引き上げられている。全く競争になっていないという状況です。ここらへん  
は、やはり考えないと。これが最低制限価格でいきますと、かなり税の支出は抑えるこ  
とができるという状況です。だからこの落札率を見ても、希望型という形であるのに、  
希望もない業者というのはいかがなものかと考えているわけです。

〈事務局〉

No.1の背景ということで少し答弁させていただきますと、こちらの工事は電気工事と  
いうことですが、市内に対応できる業者がないということもありまして、市外業  
者も含めて希望型で参加できるようにしております。その上で1社しか申込がなかった  
理由ですけれども、こちらの推察ではあります、工期が非常に長い、2カ年に渡る工  
期ということで、工事金額4,800万というのは高額ですけれども、この種の工事と  
しては割と小額の部類に入るとということで、この拘束期間を考慮して、なかなか受注メ  
リットがないというふうに判断されたのかなと推察しております。

〈竹下委員〉

だからこれも、米子市内に業者がないからという形になってはいますが、県外業者で  
すよね。(事務局が肯定)。米子市に事業所があるかどうかは掴んでいないんですが。そ  
れは方法としては落札をして、また下請けとして出すという形もあり得るし、何もこの  
会社が独占をしてやるべき筋合いではないというふうに私は思います。だから今、説明  
があった状況の中では、一方では県外にも拡大し、一方では米子市に業者がない。本

当にいないのかどうなのか、そこらへんが検証できていないんですが、その点はどうですか。本当に業者がいないんですか。

〈事務局〉

業者につきましては、入札参加資格の登録というところで、全てこちらで把握しておりますので、工種ごとに何社いるとかいないとかいうことは把握しております。

〈竹下委員〉

そういう点では、よくやっている下請けに丸投げをして契約だけ取っていくという入札の仕方というのもあり得るんですけども、充分それで私は米子の業者が取って。ここはこの企業が直接工事をしているんですか。

〈事務局〉

今のお尋ねで、A社さんという会社が受注されているんですけども、直接こちらに入って来られて、直接この会社が仕事に従事をされています。

〈竹下委員〉

直営なんですね。

〈事務局〉

直営です。

〈事務局〉

補足させていただきますと、このA社という会社は市外業者なんですけど、すみません、こういう下水道関係の工事を発注する場合には、うちの登録の中で更に下水道処理施設の施工実績がある会社と条件づけをし、ある意味特別な工事でございます。ただ電気工事ができればいいというものではないために、どうしても市外に広げざるを得ないということで、こういうA社さんという市外業者が落札することはありますし、他の案件でもそうなんですけど、下水道処理施設関係の工事は、大体実績を求めるために市外業者さんが入らざるを得ないと、そういうような入札にせざるを得ないということでご理解いただければと思います。

〈松原会長〉

それでは続きまして、次の案件どうぞ。

〈岩浅委員〉

22番を抽出したんですけども、最初にいただいていた資料では指名社数が5件あって、くじで決定されたと。落札率が91.8%の工事なんですけども、各社の入札金額の明細というかを見せていただいたら4社、B社さん、C社さん、D社さん、E社さん。

全く同じ金額を上げておられて、9,564万4,000円ですか。1社だけF社さんは違う金額を提出されていますけれども。同じ入札金額になったので、結局はくじ引きによる落札になったということだと思んですけど、これって競争にならないんじゃないかなと私は。これまでの案件でも同じようなケースというのはあったと思いますけども、今回はまさしく4件がバッチリ同じ数字ということで。例えば1,000円でも違えば、まだ何とかと思うんですが、別に相談されて提出されたわけではないということは、もちろんわかっていますけども。最終形がくじ引きになるのは仕方ないとしても、提出されたこの資料で、ちょっといかがなものかなと。一般人としては素朴な疑問というか、不信感と言っては変ですけど、そういうものを感じるんですけど。それは計算式によって入力して、それぞれが同じ数字が出たということで、それぞれの会社さんがこれでよしということで申し込まれたと思うんですけど、その次ですよ。金額がそうなったとしても、もうそこで競争はできていないわけですよ。その先は運というかくじ引きに賭けているというだけで落札されているというのが腑に落ちないような気はしますけど、いかがでしょうか。

〈事務局〉

おっしゃる通りの状況ですけれども、土木工事は特にそうですけども、積算体系が明確ということもありまして、質問等についてもお答えする中で、最低制限価格を推察するということが割と容易な面があるかと思えます。その上で、こちらとしては最大限競争をされた上で、この価格をよしとされた業者さんが4社いらっしゃったと考えるので、競争がなかったということではなくて最大限競争していただいた結果だと思っております。後は法律の定めにもありまして、同じ値の者が複数いた場合はくじ引きで決定するということが法律上も決まっておりますので、こうなった以上はくじ引きでさせていただくほかないと思っております。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈岩浅委員〉

もう1ついいですか。竹下委員も選んでおられるんですけど、4番と36番を選ばせていただいたんですが、これは今おっしゃっていた最低制限価格による失格がすごく多く出ているケースなんですね。4番は5件失格。こちらのほうの入札金額は個々で違っているので、全く同じという感じではないので、その最低制限のところに至らなかったのが失格ということになるわけで、そうならなかった業者さんが3社いらっしゃって、その中の競争で1社、G社が落札されたという流れはわかります。それから36番のほうも、結構入札業者さんの数がいらっしゃる、13件ですか、その中で辞退が1社あって失格者が7社ありますよね。ここもちろんそれぞれの数字がまちまちなので、会社が最低制限価格はこれくらいかなと推測に基づいて計算をされて入札金額を割り出しておられるということになるんだろうと思いますけど、こんなにたくさん最低制限価格

に引っかかって失格っていう状況は、競争入札の場面では当然なんですかね。あんまりあってはならないとまでは言えない状況なんでしょうか。どうでしょうか。

〈事務局〉

それぞれの会社が努力されて安値でできるという判断の下ですので、あってはならないとまでは申しませんが。こちらとしては最低制限価格を下回ったものについては工事品質の確保ですとか、それを設定した趣旨から失格としているものですので、いいとか悪いとかは言えません。先ほどのものと違うところは、先ほどは土木で同じ値というのが多く発生するんですけども、4番は機械器具工事で36番は建築主体工事です。こういったものは単価ごとに見積を採用しているものが多かったですりして、そういったことで推察はしにくい傾向があるかと思います。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下委員〉

関連してNo.4なんです。この内訳書を見ますと、今言われましたように最低制限価格という形で実際クリアしているんで、明確に金額の明示を事前に行っているにも関わらず、それを下回るという勇気ある見積を出してくるという会社の姿勢に、この名前を見ると、ほぼ常連で入ってきている企業なんですね。それが、例えば予定価格が非公表という形であれば、それはあり得る話だけれども、明確に最低制限価格はこれですよと決めていて、それを下回ったら失格ですよという形で発注書を出しているのに、それを敢えて下回って金額を出しているというのは、私はこれ談合以外なものでもないと言っていると考えています。なぜなら内訳書を見ていただくと、このG社が落札をしているんですけど、これを各種別内訳書を見ますと、一番安い金額を出しているところが、工事原価を見てもH社ですか、ここなんかは実際に工事原価が1億5,100万ですよ。そうであれば工事原価が当然下がるといいます。ところが下がっていないので、落札するための内訳をしているのではなく、どこで調整をしているかといえば、一般管理費ですね。2,100万計上しているわけです。これは実は落札をした業者と比べると工事原価が87.5%なんですよ。それで、これでは辻褃が合わないということで、毎回申し上げていますが一般管理費、ここで調整弁になっているわけです。一般管理費は、実は1,249万計上している。それで落札したところを見ますと、1,852万ということを出しています。だから要するに一般管理費そのものが調整弁になって、逆に言うと機械を導入するのに、機械代というのはそんなに変わらないと思うんですよ。小さな企業ではなくて、これだけのメーカーであれば、納入単価が高くなるということはないと思います。という形で、ここなんか正に談合そのものなんです。ここは大手なんですけども、36番については地元の業者です。地元の業者であっても、なおかつ最低制限価格を下回った金額で応札をするという、そういう形が本当に不届き千番という。名前を見ますと企業は常連ですよ。それが、何故この案件だけ制限価格を下回った金額

を出してくるのか。私はここも当然、談合をやっているというふうに考えています。ただ4番は、90%を落札額が下回っていますので、税額で見ると米子市が大損したということはないと思うんですが、入札の方法としては、そういう状況が疑われると、そういう状況です。だから36番については、全く地元業者がこういうことを敢えてやってくる。それは何故かという、辞退という形を防ぎたい、そういう状況で敢えて制限価格を下回った金額を出しているんじゃないか、こういうふうには私は認識をしています。それについて事務局はどう判断されますか。

〈事務局〉

お答えの順番が前後するかもしれませんが、最後の辞退につきましては、米子市の場合は希望型ということで希望される方だけ手を挙げられます。他市のようにこちらから一方的に10社とか指名するということであれば、辞退を回避するというのもあるかもしれませんが、あくまでも希望された方だけを指名ということですので、そういったことはないかと思えます。

あとは最低制限価格を下回る金額で入れてこられているけれども、それはどうかということですが、確かに、米子市として予定価格は公表しておりますけれども、その積算内訳ですとか金額入りの設計書までは公表しておりません。また、最低制限価格も金額そのものは公表しておりませんので、あくまで算定式のみを公表しておりますので、予定価格がわかれば直ちに最低制限価格がわかるというものではないと思っております。ということで、わざと失格ということではないと思っております。事後には公表いたしますけれども、最低制限価格そのものは公表しておりません。事前には計算式のみを公表しております。

〈岩浅委員〉

今の話に関連して、算定式、前に資料としていただいたものがあって、何年か前に見直しをされて多少のパーセンテージは変わったりした部分があったように思うんですが、その見直しをするっていうのは、どういうことが根拠で見直しをするんですか。それは国とか県とかに合わせるといいますか、そういう状況が必要になったと判断されて行われるものですが、定期的にされるものではないんですね。5年に1回とか7年に1回は必ず振り返って算定式を直すというか、最低制限価格を出して失格になるような会社を減らすためには、というようなことは市としては考えられないですか。

〈事務局〉

最低制限価格の見直しにつきましては、米子市は概ね90%という範囲で設定しております。私のほうでも毎回直接、工事ごとに何%かということを追跡しております。傾向として概ね90%から下回る傾向が見受けられる時には随時、レートを途中で変えたこともございますし、そういったことが発生した時に直しということは適宜行っております。

〈岩浅委員〉

わかりました。ありがとうございます。

〈事務局〉

竹下委員の話の最低制限価格の公表方法ですけど、例えば36番ですと、工事発注表に記載のとおり予定価格は税込で913万円、その下に最低制限価格ということで計算式のみを公表しております。このような形で行っております。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。どうぞ。

〈青戸委員〉

先ほどご指摘のあった22番の案件と同様の観点からということなので、タイミングを逃さないように、ここで発言させていただきます。自分で抽出したものと154番がわかりやすいのかと思うのでこれにします。これは1社のみが辞退して、それ以外の6社が全て同じ額で入札してくじ引きになったという案件なんです。

これは前から何回か指摘させていただいていることで、計算式を先ほど見させていただきましたけれども、予定価格を基準として最低制限価格が設定されるという形にはなっております。この154番の6業者については見積が出されておまして、それをずっと見させていただくと、合計の額は一緒になっているんですけども工事原価はバラバラで、2百何十万円ぐらいの差が上下であるわけです。最低制限価格が予定価格基準で設定されることになったことによって、工事原価を低く見積った業者も最終的には一般管理費を増額するという形で数を合わせるということになっているんですけども。

これは本来だったらもっと安く締結できる案件が、高く締結させられているということにならないでしょうか。ということで、こちらとしては予定価格基準で最低制限価格を設定という形を見直すべきではないかと思っているんですが、如何でしょうか。これ、何回か同じことを喋っているんですが、改善の余地はないですか。

〈事務局〉

見積を見ますと確におっしゃるとおりのことも発生しておりますけれども、最低制限価格につきましては、国や県と同様でございますけれども、工事品質の確保ですとか、そこで働かれる方の人件費を含めた待遇が悪化しないようにということもございませぬので、やはり一定の率で設定することは必要と思っております。結果は同じということですけども、あくまで最低制限価格を推察された上での入札はあるのかもしれませんが、そこは業者さんのほうも、最低制限価格を推察されても、実際それでできるのかということは検討の上で、こういった対応をされていると思います。できないとなれば、もちろん入札に参加されないとか、もっと高い金額で入れるということは、この案件では起きておりませんが、一般的にはよくあることとございますので、最低制限価格につきましては引き続き設定することが適当だと思っております。

〈笠岡委員〉

随分前から私も同じようなことを話しておりますけども、結局、確か国の計算式とかに基づいて、これは何年に1回か見直しがあると。ただ、私も随分前から話をするんですけども、国がどういった標準的な工事原価とか、そういったものに基づいて引っ張ってこられると思うんですけども。ただそれであれば、全ての数字というのが同じじゃないとおかしいような感じがしまして。最終的には青戸さんが言われたように、あるいは竹下さんが言われたように、一般管理費で全部合わせてあるんですよ。それで結果的に工事価格が同じになるというのは、何人いらっしやっても、その中で9割の方がおかしいというような疑問は絶対に持たれると思います。これを当たり前だと考えること自体がおかしいんじゃないかという、これは随分前から私も同じようなことを。ですから、この数字については、ピックアップしてでも各業者の計算方式、国の基から比準してどういうふうに計算されたのか、細かい点を1回分析するような必要があるんじゃないかと思います。

〈松原会長〉

この話はずっと毎回続いているわけで、業者にとってはどうしても落札したいということで、最低制限価格がどこにあるんだというのを見極めながら、でも予定価格と自社の算定価格、工事価格というのを1,000円下げていこうか、そういう業者っていうのはあるんですよ。それで1,000円負けたというようなことがあるんですが。同率でずっとくるっていうのは、確かにシステム入力でやっているとその金額になるという話もよく出てきているんですね。ただ、やはり、どうしても最後のこの明細を見ていくと、一般管理費のところ数百万の差が出てくるというのは、どうもおかしいでしょうという、これは委員の方々の正直な感想なんですよ。

システムとしてそういうのがあるっていうのはわかりつつも、どうしてこうなるのかというのは毎回の疑問であって、なんとか是正できないのかと。今笠岡委員がおっしゃったように、無作為にピックアップして、どうしてこういう金額になったんですかというのを問い合わせるとか、そういうのもあるのかなという気はしています。検討いただいたらと思います。どうぞ。

〈竹下委員〉

最後に提案しようと思っていたんですが、今たまたまそういう案件が出ていますので。変動型の最低制限価格制度、こういう形を取り入れるべきではないか。これは1円単位まで出さなければいけないですよ。そうすると本当に積算をしないと。それでも例えば1円でも2円でも変えて出すという形ではできるかもしれませんが、少なくとも根拠としては、例えばこれは金沢市が導入しているわけです。ですから、元々そういう状況だったものを途中で変更して、これはやはり良くないということで元に戻すという形で、この最低制限価格基準額というのを算出するためには、本当にコンピューターで弾き出していかないといけない、ランダム係数を掛けるという形になっていますので。今、業

者もみんなコンピューターを導入しているわけですし、ここらへんで次回の審議会で、この変動型最低制限価格基準というものがどういうものかという資料を提出していただけないか。そうすると資料を提出するためには、契約課そのものも勉強せざるを得ないということになりますので、ちょうどいい機会です。私は最後に言おうと思っていたんですが、金沢市などに照会を出してもらって、制度そのものについてはどういうものかというのを提案して欲しいと思うんですが。課長、いいですか。

〈事務局〉

貴重なご意見ありがとうございます。金沢市の例は私も承知はしておりませんでしたけれども、確認しまして資料を提供させていただければと思いますので、その際、またご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

〈竹下委員〉

そうすると、いつも問題になっている足切りで、1,000円単位じゃなくて万単位で同額という形が出されているというのは、少なくともなくなるんじゃないかと。一見、見れば競争性があるように見えるんじゃないかという形になりますので、ぜひ大変でしょうけども、照会を出して資料の入手をして欲しいと。金沢市も千円単位から金額を出すようにしていて、それではやはり同額、くじ引きが多くなるということで変動型に戻したんですよ。だからそういう点では、市民の立場からしても1円単位まで積算してちゃんと出しているという状況が見えればいいのかというふうに考えています。

〈松原会長〉

その他の案件はいかがでしょう。

〈竹下委員〉

引き続きですが、この発注の状況をずっと見ますと、なんか似たような工事案件があって、金額的に見ても分割されているんじゃないかというように思わせるところがあるんです。だから一括でできるのに、敢えてそれを分割してやっている状況があるんじゃないかというのが1点と。それから入札不調に終わって、工事をやるためには、随契でやらざるを得ないという形で、その随契も130万とかではなくて高額な金額で随契をやっているということになると、その工事案件そのものが市民からの要望なのかどうなのかというのが、実はこの提出されている資料では全くわからないわけです。口頭では「緊急の住民要求のために工事を遅らせることはできない」という回答をいただいたことがあるんですが、この資料上はそのへんの内容が明確には出ていないわけです。なぜ敢えて随契でやらなきゃならない緊急性があるのか、どうしても当年度で終わらなきゃいけないのかというところがよくわからない。前々から私はこの問題を聞こうと思っていたんですが、いい機会ですので、そのへんの根拠はどうなんでしょうか。提出できますでしょうか。公表できますでしょうか。それでないと、緊急性と言われたって第1号、第2号、第8号、第5号随契というふうに言われても、そこらへんの整合性はない

という状況です。その点、他の委員さんはいかがでしょう。本当に住民の切なる要求で、それに応えなければならないという状況であれば、それは、私は金額が高額になろうと、住民要求に応えるという行政側の視点から言って、それは当然随契でも契約をして早く工事に着工して完成させるというのにはあり得ると思うんですが、本当に緊急性があるのかどうなのかというのは、実はここでは全くわからない。号数としては書いてはあるけれども、それは発注者側の視点なんですよね。その点どうでしょうか。

〈事務局〉

1つ目の敢えて分割しているんじゃないかということですが、まず一般論として申し上げますと、工事ごとに適正な工期を考慮した規模というのがありまして、それは案件ごとに適正な規模になるように設定しているものと考えております。

2つ目は、その資料の作り方の話にもなってくると思いますけれども、前回もこの表だけでは背景がわからないということがありまして、抽出案件も増えるという中で、事前に事情などをご質問いただければ、お答えした上で抽出案件を選んでいただくという話をしておりまして、今回もそのようにご案内したつもりでございましたけれども、そういったご質問を使っていただくとか、そういったことで対応させていただきたいと思っております。この資料のほうに全ての工事の実施に至った経過ですとか、どうしてこのように「その2」とか「その3」に分けたかとか、そういったことをこの表に最初から記入するのは事務量も膨大になりますし、そこはご質問いただいて対応したいということをお願いしたいと思います。

〈竹下委員〉

それと7番なんですが、この金額からすると3億8,000万超えているんですよね。これを何故1社だけなんですか。むしろ私はJVでも該当するんじゃないかと思うんですが、敢えてそうしなかった理由は何ですか。

〈事務局（施設課）〉

分割できないかということですか。

〈竹下委員〉

そうではなくて、当然この金額からすればJVで発注をかけられるという形なんですけど、何故JVにしなかったのか。

〈事務局（施設課）〉

下水道設備の機械工事なんですけども、参加企業を見ていただいても、特殊な下水道プラントの機械設備工事で、皆さん通常は単独で受注して工事ができる業者さんばかりですので、敢えてJVにするという理由は理解できないんですけれども。

〈事務局〉

機械として製作が1品物ということ。建築工事などですと何社か協力してというJ Vの形がありますけれども、1品物の機械器具ということでJ Vでなくとも対応できるという判断でございます。

〈事務局〉

補足しますけど、この工事は脱臭設備改築工事なんですけども、まず脱臭設備を製作して、製作したものを現地に搬入して設置工事を行うという2カ年にまたがる工事ですので、単独でできる事業所がみんな参加をしていると。ですので、J Vして役割分担して、製作する事業者、設置する事業者という形も可能は可能だと思うんですが、そのへんは受注された事業者さんが下請けで設置工事業者を呼んでこられて設置しているという事例もありますので。今回はこのA社さんについては、単独で受注をされて製作をされて設置をされるといった案件になります。

〈竹下委員〉

そうするとJ Vの基準というのは、事務局、何ですか。

〈事務局〉

本市のほうではJ Vの運用基準というのは定めております。その中で対象工事というのは、設定金額2億円以上の土木一式工事、同じく2億円以上の建築一式・電気及び管工事、特許工法・特殊工法の高度な技術を要する建設工事。こういうものを対象とするということで基準は設けております。

〈竹下委員〉

だから機械設備は該当しないという判断ですか。

〈事務局〉

本件につきましては、さきほど担当課長がご説明したとおり1品物の製作及びその据え付けということですので、何社かJ Vで協力してということは必要ないという判断をしております。

〈竹下委員〉

この会社が機械を製造しているわけじゃないですよ。だから出来ている機械の据え付け工事をするということなんですか。

〈事務局〉

この度は、このA社さんは製作をされて、据え付けは下請けで据え付け工事業者さんと契約をされて工事を実施されているということ。です。

〈竹下委員〉

その下請けは米子市内の業者ですか。

〈事務局〉

下請け業者さんも岡山の業者さんです。

〈竹下委員〉

県外の業者。要するに市内の業者はいないと。

〈事務局〉

該当がなかったということです。

〈竹下委員〉

そうすると12番の形は電気設備なんですけど、据え付け工事と電気設備は別物だということなんですか。先ほど言われたように、A社は直営企業で工事をやっているんですよね、直営工事で。そうすると分けなくてもできるんじゃないですか。ちょっと電気工事がそこをできるかどうかというの承知していませんが。

〈事務局〉

A社さんの対象工事については、これは機械の工事として、機械設備を製作するのと、今度は逆に電気設備を製作するのでは全然また受注される会社さんが異なってきますので、今おっしゃった12番については電気設備を製作される事業所さんが単体で、これを取られたということになるんですけど。

〈竹下委員〉

このJ社っていうのは米子市内の業者でしょう。

〈事務局〉

そうです。

〈竹下委員〉

それで希望型、電気設備工事を行う業者っていうのは何社かあると思うんですが、なんでそれを応札で1社だけになるのか。そのA社っていうのは、その電気工事はできないんですか。

〈事務局〉

このA社さんは直接その電気工事の操作盤とか電気部品を製作する会社ではないので、機械設備を製作する会社ではないので、電気工事はできないと。

〈竹下委員〉

だから据え付け工事までという形なんですね。

〈事務局〉

そうです。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。どうぞ。

〈岩浅委員〉

90番のことで教えていただきたいんですけども、第8号随意契約ということで、結局、競争入札の参加者がいないことによって随契ということになったんですよ。で、管工事Aと管工事Bという区別がしてありまして、管工事Bの工事に入札希望者がゼロで、そのために管工事Aの技術を持っていらっしゃるというか、その各社の全部に声かけをされて見積を出してもらったということでもいいんですよ。それともう1つ、AとBの違いは何でしょうか。例えばレベル的なもので区分がされているとするならば、BよりもAのほうが技術力が上ということですかね。そうしないとBの仕事はできないでしょう。そういうことですよ。Bの資格を持っていてもAの仕事はできないという考えでいいですか。

〈事務局〉

AとBの違いなんですけども、審査の段階で特定建設業の許可を持っていらっしゃるところがAの管。特定建設業というのは、結局は大規模な下請けに出せるとかというところで、要は技術力が高い会社さんがAで、基準も決めて、格付けを要領等に載せているんですけども。発注金額も、いくらまではB、これ以上はAといったふうに分けております。今回は、おっしゃられるようにBのほうの金額の範囲だったもので、Bで先ほどの工事希望型でまず募集したんですけども1社も参加がなくということで、Aの業者さんに頼むに当たって、全業者さんに声をかけさせていただきました。その結果が、この載っている見積調書のとおりでございます。

〈岩浅委員〉

そして全部お声かけされたのが10件で、半数が辞退理由を書いていますけども、いろいろ事情があつて5社が辞退されて、5社で希望価格を出されたということですよ。わかりました。ありがとうございました。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。

〈竹下委員〉

ちょっとまとめてみたんですが、くじ引きの案件なんですけど、2018年の下期がく

じが28件。それから2019年の下期がくじ引きが26件で15.3%、19年の上期がくじが32件で9.275%。それから2020年上期がくじ引きが26件で10%、そしてこの20年の下期がくじ引きが33件で17%というふうになっています。だからこのくじの問題というのが増えているということです。

それともう1つ、総合評価で100%の落札率というのは、これはいかがなものですかね。31番、33番。これはどのように評価をされていますか。

#### 〈事務局〉

総合評価方式につきましても、こちらは価格だけではなくて技術力ですとか受注減点、そういったことも総合的に評価して落札決定を行うものではありませんけれども、それ以外の部分につきましては通常の工事希望型入札と同じものでございます。

予定価格につきましては同じように事前に公表もしておりますし、この金額につきましては県の単価や見積を基に算定した、工事を行う上で通常妥当な金額と考えておりますので、予定価格と等価というのもあり得るかとは思っております。この時の事情ということだと、先ほど令和に入ってから不調が増えているというお話をしましたけれども、やはり下半期になりますと技術者がおられなくなりまして不調ということも増えて参りまして、そういった状況を勘案されて、こういった入札行動を取られたのではないかと推察いたします。

#### 〈竹下委員〉

私が言っているのは、総合評価で結局1社入札になっているんですよね。そうすると総合評価をする意味がないんじゃないですか。

#### 〈事務局〉

結果的に1社しか参加がなければ、それはその1社が失格でもしない限り落札するという意味では結果的に意味はなかったとおっしゃるのは一理あるかと思っておりますけれども、あくまで参加が1社であったというのも結果でございますし、そこはやむを得ないと思っております。

#### 〈竹下委員〉

だから方法としては、とにかく応札をするという形で、後で辞退をすればいいということになると、実質的には1社だけ残ってしまうと。総合評価をしているのにも関わらず、100%の落札率なんていうのはあり得るのか。要するにどうしても工事が欲しいという形であれば、独自に積算をして、そして取る努力をするべきだと思うんですが、この案件については、特に総合評価で100%という事例が、本当に競争入札になり得るのかどうなのか。ということであれば、むしろ総合評価という形を発注書に書く必要がないんじゃないかというふうに考えています。私はずっと総合評価をやめるべきだというふうに言ってきているんですけど、これが如実に出ていると。そうすると入札で100%、随契で言ったら緊急に発注しなければならないということであり得る話なんで

すが、私はもう総合評価をやる意味が遺失していると考えています。この点、今の課長の説明では、私は納得できないと考えますが、他の委員はどのようにお考えでしょうか。

〈松原会長〉

委員のほうから何かございますでしょうか。

総合評価というのは、米子市が積極的にここにかかっておられるというのは、これは評価されると思うんですよね。さっきあったような技術者成績ですとか、いろんな評価点、評価項目で評価するわけですから。一方で、建設業者としてはそこはなかなかしんどいっていうのはよく聞くんですが、例えばそういう業界の方々にはヒアリングとかはされるのでしょうか。ですから、何故総合評価の応札が少ないのか、竹下委員の質問ではそのあたりと関わってくるような気がするんですけども。あんまり総合評価に対するヒアリングとかは、いかがでしょう。

〈事務局〉

ヒアリングにつきましては、制度導入時はもちろんですし、前回でしたでしょうか、対象工事の土木一式の2,500万を5,000万に引き上げるという時にも、業界のほうに意見を聞くということでヒアリングをしております。意見はいろいろですけども、確かに敬遠される面もございますし、中には技術力を評価してもらいたいという意見もございます。そういった中で、米子市で限定的に土木A級だけで実施しておりますけれども、総合評価自体は技術力を評価する仕組みとして、やはり残していかなければいけないと思っております。総合評価は、必ずしも全部が不評というわけではなくて、やはり工事内容によってだと思っております。人気があるものは参加がございますし、難しい敬遠される工事については参加が少ないという傾向もございますので、必ずしも総合評価だから参加が少ないという状況はないと思っております。

〈松原会長〉

ありがとうございます。どうぞ。

〈竹下委員〉

この31番を見て欲しいんですが、総合評価はそういう形で工事受注をしたければそれなりに努力をすべきなのに、既に100%の金額を出して、そして1社が途中で辞退をするというのは、談合しているんじゃないか。そうでないと総合評価で100%のものを提案できるのかというふうに考えるわけです。だから今の説明では、なかなか発注者側としてはそこまで言えないと思う。そうすると総合評価というのは、もう私は廃止すべきだという。これは34番も然りです。ここもそうですよね。総合評価っていうのは、それまでの工事成績やらを加味してされるべきもので、それで100%っていうのは予定価格に準じて受注できると思ってるんですかね。そうであれば、ずっと全部100%、予定価格でできるんじゃないか。だから、あらかじめこれは談合しているんじゃないかというふうに、私は推察しているわけです。途中でリタイアするというのがあら

かじめわかっているから、100%の予定価格の金額を出しているということではないかと考えているんですが、そこらへんは事務局としては結果だからと思われているのか。だからこういう事案が出てくるという形は、私は総合評価を廃止すべきだと。これなんか正にそうですよ。100%で総合評価を得ようと思ったら、1社、自社しか残らないということが前提で出しているのではないかと私は考えています。しかも辞退をしたのが、入札日が3月31日で辞退が3月19日、こういう状況ですよ。だから、私は事前に談合しているという状況でリタイアするという事だと思っています。他の委員はどう考えられますか。

〈松原会長〉

私としては、総合評価っていうのは1つの企業の努力を認める、あるいはそれを点数にしていくという意味ではいい物だと思うんですね。一方で、こういうふうに競争性がなくなっているということになると、総合評価をやっている意味合いが少し薄れるということになると思います。ですから、そこにもう少し受注者が何かメリットになるような、そうするとそこをどうしても取りに行くぞというような評価点のあり方というものも考えていくべきではないかと。大体1つ受注するとドンと順位が後ろになりますから、その年はもう受注できないというような話になるわけですけども、そういうことに対しての何か評価項目というもので、競争性が上がっていくようなことを考えなくてはいけないんじゃないかと思えます。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。もう3時半を過ぎておりまして、時間が押しておりますが、よろしいでしょうか。

それでは委員の皆様にはたくさん審議案件を抽出していただいております、なかなかそれに全て回せずに。一方で、それだけいろんな論議が伯仲したということで、この審議会の熱意のあるところだろうと思います。

また事務局の皆さんには非常に多くの資料をまとめていただいております。私もいろんな審議会に出ておりますけど、米子市の入札審議会ほど資料を取りまとめ、準備をされているところはなかなかないと思います。そこは評価されて充分だと思います。一方で審議される委員の方も、それなりに熱心ですので、いろんな注文が入ると思いますが、皆様方にはぜひご対応のほどをよろしくお願いいたします。

〈竹下委員〉

一言いいですか。建設入札ではないんですが、既に社会的な問題になっております学校教育におけるパソコンやタブレットの導入に関して、これが特定の企業に集中するとか、今、全国で問題になっているわけです。ここの審議会の範疇ではないと思うんですけども、米子市の場合はそのへんの明細は、落札と落札業者っていうことが、もし参考資料として提出できるという形であれば、今日ではなくても次回でも提出して欲しい。これが今、非常に急を要して、実際に高い納入金額、あるいは入札日の直前になってと

いう事前でなければわからない状況の中で幾多の業者が落札しているという、そういうことも垣間見られていますので、ぜひ私は知りたいと思っていますので、次回よろしくお願いします。この審議会の範疇ではないんですけども、談合という観点からいけば、これも税金から支出をしているわけですから、県との関係もありますけど、よろしくお願いします。

〈事務局〉

事前にお話があったので、簡単に少しご説明します。

〈竹下委員〉

次回でいいです。資料を提出できるとすれば、そこで話をしてもらえれば。事後になると思うんですが、そういう形で入札についても、他の部局においてもそういう形があり得るかどうかということを知りたいということです。

〈松原会長〉

それでは本日の審議会はこれで終わりたいと思います。皆さん、長時間ありがとうございました。

〈事務局〉

それでは、笠岡委員には4年間お世話になりました。ありがとうございました。次回は2月の開催を予定しておりますので、また調整させていただきます。本日はありがとうございました。

(午後3時45分終了)